

試験問題（解答時間50分）（100点）

V. 消費税法

問1

甲（個人事業者）の当年（自令和3年1月1日 至令和3年12月31日）の納税義務の有無について、計算過程の ～ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選び判定しなさい。（計14点）

なお、計算に当たっては、次の事項を前提とすること。

- (1) 設問中の消費税及び地方消費税の経理処理について税込経理方式を採用している。
- (2) 設問中の売上高は、すべて国内において行われたものであり、非課税売上げ及び輸出免税売上げに係るものはない。
- (3) 特定期間における課税売上高による判定において、給与等の金額を考慮する必要はない。

甲の前々年（自平成31年1月1日 至令和元年12月31日）における売上高は9,000,000円であり、前年（自令和2年1月1日 至令和2年12月31日）における売上高が20,130,000円（うち1月1日から6月30日までの期間に係るもの11,000,000円）である。

なお、甲は前々年の8月1日に新たに事業を開始しており、それ以前に事業を行っていた事実はない。

計 算 過 程			
(1) 原則			
A	円	B	10,000,000円
(2) 特例（特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例）			
①特定期間			
C	～	D	
②課税売上高			
E	円	F	10,000,000円
			∴納税義務 G

問 2

下記の取引を消費税法上区分するとどの様に分類されるか、T K C『課税区分基準書』に基づき課税区分を解答欄の選択肢の中から選びなさい。(特に断りがない場合は、家電製品の販売業を営んでいる法人とする。) なお、課税区分は1、3、4、0以外を使用しないこと。(計21点)

- (1) 不動産業者が土地の譲渡に係る仲介手数料を受け取った。
- (2) 銀行から定期預金利息を受け取った。
- (3) 上場会社の株式を売却した。
- (4) 当社の店頭がトラック事故により破損したため、加害者から損害賠償金を受け取った。
- (5) 敷地内の一角を電柱用の敷地として貸付けたことにより電柱敷地料を受受した。
- (6) 不動産業者が、建物の貸付けに係る賃貸料を受け取った。(当該建物は、契約において貸付けに係る用途が明らかにされていないが、建物の状況等から人の居住の用に供することが明らかなものである。)
- (7) 上場会社の株式に係る配当金を受け取った。

課税区分一覧 (T K C課税区分基準書より抜粋)

	課税 区分	内 容
売 上 げ	1	課税売上げ
	3	非課税売上げ
	4	有価証券等の譲渡
	0	不課税取引 (税外取引)

問3

次の不動産業を営む法人（個別対応方式を採用している。）における取引を消費税法上区分するとどの様に分類されるか、ＴＫＣ『課税区分基準書』に基づき課税区分を解答欄の選択肢の中から選びなさい。

解答にあたっては、居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限の適用はないものとする。なお、課税区分は０、５、６、７、８以外を使用しないこと。（計２１点）

- (1) 事務所としてのみ貸し付けるための建物を購入した。
- (2) 販売用の土地の造成費を支出した。
- (3) 従業員の福利厚生目的で借り上げた保養所施設の借上料を支出した。（使用料を徴収する。）
- (4) 近隣の神社の祭典に清酒を購入して奉納した。
- (5) 従業員の慰安目的で国内旅行費用を支出した。
- (6) 海外に出張した際に現地でホテルの宿泊代を支払った。
- (7) 銀行からの借入れにあたり、信用保証協会に保証料を支払った。

課税区分一覧（ＴＫＣ課税区分基準書より抜粋）

	課税 区分	内 容
仕 入 れ	5	課税売上げにのみ要する課税仕入れ
	6	非課税売上げにのみ要する課税仕入れ
	7	課税・非課税売上げに共通する課税仕入れ
	8	非課税仕入れ・同対価の返還
	0	不課税取引（税外取引）

問 4

次の〈資料〉により、簡易課税制度を選択している甲株式会社の控除対象仕入税額の計算における売上割合及びみなし仕入率の組合わせについて、計算過程 A ～ H に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選び、このうち最も有利なみなし仕入率を示しなさい。(計 8 点)

<資料>

(1) 売上割合

① 事業区分別の課税売上高（税抜き）の明細

(イ) 第三種事業 30,000,000

(ロ) 第四種事業 28,000,000

(ハ) 第六種事業 2,000,000

(二) 合 計 額 (イ)+(ロ)+(ハ)=60,000,000

② ①の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

(イ) 第三種事業 a 2,340,000

(ロ) 第四種事業 b 2,184,000

(ハ) 第六種事業 c 156,000

(二) 合 計 額 d (イ)+(ロ)+(ハ)=4,680,000

計 算 過 程		(単位：円)
みなし仕入率		
組合せ		
① 原則	$\frac{a \times \text{A} \% + b \times \text{B} \% + c \times \text{C} \%}{d} = \frac{\text{D}}{4,680,000}$	
② 特例	$\frac{\text{①(イ)} + \text{①(ロ)}}{\text{①(二)}} \geq \text{E} \% \quad \frac{a \times \text{A} \% + (d - a) \times \text{B} \%}{d} = \frac{\text{F}}{4,680,000}$	
③ ① G ②	∴ H が有利	

問5

次の文中の A ～ G の中に当てはまる語句を下表から選び、その番号を選択しなさい。(計14点)

- (1) 事業者（免税事業者を除く。）が、国内において A （特定課税仕入れを除く。）を行った場合には、その課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、その課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額（その課税仕入れに係る支払対価の額に B を乗じて算出した金額をいう。）の合計額を控除する。
- (2) (1)において、課税期間における課税売上高が5億円超であるとき又は課税期間における課税売上割合が C に満たないときは、課税仕入れに係る消費税額は、 D 又は E のいずれかにより計算した金額とする。
- (3) E により計算することとした事業者は、その方法により計算することとした課税期間の初日から同日以後 F を経過する日までの間に開始する各課税期間においてその方法を継続して適用した後の課税期間でなければ D により計算することはできない。
- (4) 仕入税額控除は、事業者がその課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る G を保存しない場合には、その保存のない課税仕入れ等の税額については、適用しない。

イ. 全額控除方式	ロ. 非課税仕入れ	ハ. 90%	ニ. 1年
ホ. 2年	ヘ. 95%	ト. 課税仕入れ	
チ. 課税売上割合	リ. 個別対応方式	ヌ. 領収書	ル. $\frac{10}{110}$ ヲ. $\frac{7.8}{110}$
ワ. 帳簿及び請求書等	カ. 一括比例配分方式	ヨ. 帳簿又は請求書等	タ. 3年

問 6

次の資料により、課税売上割合について計算過程の ～ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選び、仕入税額控除の計算方式を判定しなさい。

解答にあたっては、次の事項を前提とすること。(計 15 点)

- (1) 課税期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日とする。
- (2) 課税売上割合は、小数点以下 2 位未満を切り捨てること。
- (3) 軽減税率の対象となるものはないものとする。

<資料>

(1) 課税標準額（端数処理前）	41,428,533円
(2) (1)の課税商品の売上げに係る売上値引（税込み）	1,424,500円
(3) 課税商品の輸出売上高	5,799,800円
(4) 土地の売却収入	13,501,200円
(5) 非上場株式の売却収入	10,000,000円

計 算 過 程	
〔1〕 課税売上割合 (1) 課税売上額（税抜き） ① 41,428,533 ② $1,424,500 \times \text{A} =$ ③ ①－②＝ (2) 免税売上額 B (3) 課税資産の譲渡等の対価の額 (1)＋(2)＝ (4) 非課税売上額 C ＋ D × E %＝ (5) 資産の譲渡等の対価の額 (3)＋(4)＝ (6) 課税売上割合 $\frac{(3)}{(5)} = \frac{\text{ }}{\text{ }} \div \text{F} \% \text{ G } 95\% \therefore \text{H}$	

問 7

次の〈資料〉により、A 法人の当課税期間（自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 4 年 3 月 31 日）における控除対象仕入税額について計算過程の ～ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選び求めなさい。（計 7 点）

〈資料〉

- (1) 国内における税込商品（食料品）仕入高 2,900,000円
- (2) 輸入による商品（食料品）仕入高 1,091,500円
このうち、輸入の際に税関に納付した消費税額及び地方消費税額は80,000円（このうち消費税額は62,400円である。）である。
- (3) 課税売上割合＝98 %
- (4) 当課税期間における課税売上高は 5 億円以下である。

計 算 過 程	
〔控除対象仕入税額〕 (1) 課税仕入れ等の税額 ① 課税仕入れに係る消費税額 A × B = ② 課税貨物に係る消費税額 C ③ ①＋②＝ (2) 仕入れに係る消費税額 D	